

貸付延長手続きのご案内

昨年度以前に貸付を受けた「被災生徒奨学資金」について、下記要件を満たし、引き続き経済的に修学が困難な状況である場合は、令和3年度も継続して貸付を受けることができます。

◆ 貸付を受けることができる要件 《令和3年度より大きく変わりました》

- 1 東日本大震災により、福島第一原子力発電所災害地域で被災し、震災当時の居所が現在も帰宅困難地域に指定されている場合
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日のうち1月以上、「高等学校等就学支援金（「専攻科の生徒への修学支援」、「学び直しへの支援金」を含む）」等を受給していること（経済的に修学が困難な状況の要件）
 - ※ 受給確認のため、「高等学校等就学支援金（「専攻科の生徒への修学支援」、「学び直しへの支援金」を含む）」の決定通知書の写しを提出してください。
 - ※ 高等学校専攻科又は特別支援学校、定時制課程等の生徒で就学支援金等支給対象外であるが受給要件を満たしている方（年収目安910万円※両親のうち、どちらか一方が働き、高校生、中学生4人世帯の目安）は、父母等の市町村発行の令和3年度（令和2年分）課税証明書（就学支援金申請用）を提出してください。

申請されたとしても対象となる要件を欠いている場合には、貸付延長は認められません。（貸付延長が認められなかった場合でも、令和2年度貸付分までの卒業後返還免除制度は適用されます。）

◆ 償還免除制度について

令和3年度以降の被災生徒奨学資金については、高等学校等を卒業後5年経過するまでの収入が引き続き一定基準（年収300万円）を満たさなかった場合のみ、全額返還の免除を受けることができます。5年経過後までに基準以上の収入が見込まれることとなった場合は全額返還していただくこととなります。

◆ 貸付の延長申請方法

「被災生徒奨学資金貸付期間延長申請書」を、在学している学校に提出してください。

- ※ この奨学資金については、月額2万円×12ヶ月分（1年分）の24万円を一括で振込みます。（所定の期限内に申請された方の振込日は、令和3年11月30日を予定しています）

被災生徒奨学資金 Q&A

Q1	令和2年度まで被災生徒奨学資金の貸付を受けていましたが、延長申請はできないのでしょうか
A1	令和3年度より、貸付を受ける要件が変わり、「福島第一原子力発電所で被災し、震災当時の居所が現在も帰宅困難地域に指定されている」方のみとなりましたので、該当しない場合は、令和2年度以前に被災生徒奨学資金の貸付を受けていたとしても延長することはできません。

Q2	令和2年度までに貸付を受けていた被災生徒奨学資金についての償還免除はどうなるのでしょうか。
A2	令和2年度までの被災生徒奨学資金については、これまでどおり高等学校等卒業もしくは高等学校等を中途退学した場合の年収見込額が基準額以下であれば全額免除となります。 なお、償還免除の手続きについては高等学校等を卒業する年に学校をとおしてご案内いたします。

Q3	奨学資金貸付を受けたいのですが、どうしたらよろしいでしょうか。
A3	従来型の募集は4月に終了しましたが、今回被災生徒奨学資金の対象外となった方むけに再度、従来型奨学資金の募集を行う予定としております。詳細については後日連絡いたします。なお、従来型については高等学校等卒業後全額償還していただくものとなり、学力・家計等の審査基準を満たしていることが要件となります。